

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和 39 年 4 月 1 日に国民年金に加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで継続して保険料を納付しており、59 年 10 月に国民年金被保険者資格の喪失を届け出た記憶は無い。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号は、昭和 41 年 12 月ごろ、A 町（現在は、B 町）において払い出され、39 年 4 月にさかのぼって被保険者資格（種別は強制）を取得しているが、オンライン記録によると、申立人の夫は 39 年 4 月から 41 年 1 月までは厚生年金保険又は船員保険の被保険者であり、申立人は任意加入期間であることから、当該期間は、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。また、その後 60 年 1 月 21 日に、39 年 4 月 1 日から 59 年 10 月 16 日までの期間を強制から任意へと種別変更しているが、このうち申立人の夫は 41 年 2 月から 42 年 2 月までは、国民年金の被保険者であることから、当該期間の申立人の被保険者資格種別は強制である。このように、申立人の記録管理の不備がうかがわれる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 59 年 12 月 21 日に、国民年金被保険者資格（当時の種別は強制）を同年 10 月 16 日にさかのぼって喪失し申立期間が未加入となっているが、申立人が申立期間において、

被用者年金（厚生年金保険、共済組合等）へ加入した事実は無い。

さらに、申立人は、昭和 39 年 4 月に国民年金被保険者資格を取得して以降、申立期間の 1 年 6 か月を除く国民年金被保険者期間に係る保険料（25 年 1 か月（第 3 号被保険者期間を除く。））を完納しており、保険料の納付意識が高く、特段の事情もないのに自ら資格喪失を行うとは考えにくい。

加えて、申立人の申立期間に係る保険料の納付場所、方法及び時期に係る記憶は鮮明であるほか、申立人の夫は昭和 43 年 8 月から平成 4 年 3 月まで C 社に勤務しており、申立期間において申立人の経済状況に大きな変化は認められず、申立期間の保険料を納付しないはずがないとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、標準報酬月額を35年4月から同年9月までは5,000円、35年10月から36年9月までは6,000円及び36年10月から37年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から37年4月18日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社における厚生年金保険の資格取得日が昭和37年4月18日となっている旨の回答を得た。同社には、紡績工場が稼働する以前の35年4月から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の申立期間の被保険者記録は無く、昭和37年4月18日に被保険者資格を取得した記録となっている。また、A社は既に適用事業所でなくなっており、申立人に係る人事記録、賃金台帳等の関係資料は無く、これら資料により勤務実態等の確認はできない。

しかし、申立人が同期入社であるとして氏名を挙げた同僚6人は、同被保険者名簿によると、いずれも昭和35年4月1日に被保険者資格を取得している。

また、連絡が取れた同僚の供述から、申立人は同期入社の同僚6人と同日にA社に入社し、一緒に他社の紡績工場研修を受けた後、新たに稼働した同社の紡績工場に勤務したことが認められる。

さらに、当該同僚は、「A社では、採用後一定期間を経てから厚生年金保険に加入させるような慣行は無かった。」「申立人と同期入社と同僚6人は、いずれも地方から働きに出ているため、一緒に寮生活をしながら同じ紡績工場で働いており、全員ほぼ同じ給与額であったと記憶している。」と供述していることから、同社には試用期間は無く、申立人と同期入社と同僚6人の勤務形態は同じであったと考えられ、申立人のみが昭和35年4月1日に被保険者資格を取得しておらず、約2年後の37年4月18日に同資格を取得した記録となっていることは不自然である。

なお、前述の被保険者名簿によると、昭和36年7月10日時点で被保険者であった同期入社と同僚6人のうち3人は、同日に、被保険者資格取得日を35年4月1日から同年3月26日に遡及訂正<sup>そきゅう</sup>されているが、当該処理について内容は不明であり、申立人については、35年3月26日から勤務していたと考えられるものの、事業主が同月分の保険料を控除したことを裏付ける関連資料及び同僚等関係者の供述を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から保険料が控除されていたものと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、同年代の同期入社と同僚の標準報酬月額から判断すると、昭和35年4月から同年9月までは5,000円、35年10月から36年9月までは6,000円及び36年10月から37年3月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主による資格取得届、事業主による申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、申立人については、事業主が同資格取得日を37年4月18日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年4月から37年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から44年3月まで  
平成19年か20年ごろ、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、納付期間が足りないので満額もらえないと言われ、後日20万円から40万円ぐらい納付した。記録が未納、申請免除となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を平成19年3月以降にまとめて納付したとしているが、その時点では、申立人は既に69歳に達しており、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることから、国民年金の被保険者となることができず、保険料を納付することはできない。

また、A町役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿、オンライン記録等でも、申立期間についての国民年金の特例納付の記録及び申立人の任意加入可能期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所等についての記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

A社での申立期間の標準報酬月額が 14 万 2,000 円となっているが、保管している申立期間の給与明細書では、給与支給額平均は 16 万円程度である。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

B社が保管するA社の平成 18 年 8 月 9 日の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、申立人の同年 9 月からの標準報酬月額は事業主からの届出に基づき、14 万 2,000 円と決定されている。一方、申立人が保管している同年 4 月から同年 6 月までの給与明細書から、その間の給与支給額の平均は 15 万 9,721 円であり、申立てのとおりに、標準報酬月額が給与支給額より少ない額で届出され、決定されていることが確認できる。

しかし、申立人が保管している申立期間の給与明細書から、申立人が事業主により控除されている厚生年金保険料額は、社会保険庁（当時）に

記録されている申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年6月2日まで

平成9年4月1日からA幼稚園（厚生年金保険の適用事業所としては、B町役場）に勤務していたが、厚生年金保険の加入が同年6月2日となっていることに納得できない。当時の辞令も同年4月1日採用となっており、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているB町（現在は、C市）教育委員会交付の辞令書、C市教育委員会発行の勤務期間証明書及び同僚の供述により、申立人が申立期間を含む平成9年4月1日から11年3月31日まで、嘱託職員（教諭）としてA幼稚園に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、社会保険事務所（当時）への届出事務を担当していたB町総務課長等は、申立人のように常用的に使用する職員は、厚生年金保険に加入させることとしていたが、実際に採用した職員の勤務形態が、常用的であるかどうかは、採用した担当課（教育委員会等）でないとわからないことから、加入させるか否かの判断は、担当課に委ねていたとしている。

事実、オンライン記録及び当時の同僚等の供述により、申立期間当時、申立人と同様の勤務形態でA幼稚園に勤務していた同僚2人についても、申立人同様に、同幼稚園での勤務開始から2か月又は4か月後にB町役場で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、常用的に使用する職員は厚生年金保険に加入させるという町総務課の方針は、必ずしも担当課（教育委員会）に徹底されていなかったもの

とみられる。

また、上記の総務課長等から、当時の A 幼稚園に勤務する嘱託職員（教諭）等の厚生年金保険料控除の流れについて聴取したところ、「嘱託職員の給与は、出納室から園長に保険料控除前の給与を渡し、園長は、厚生年金保険の資格取得届を行う担当課である総務課からの連絡にしたがって、被保険者の給与から保険料を控除することとしていたことから、園長が資格取得前の者の給与から保険料を控除することは考え難い。」としている。

これらのことから、申立期間当時、B 町は、嘱託職員（教諭）を必ずしも採用後、直ちに厚生年金保険に加入させておらず、その間は、厚生年金保険料を給与から控除していなかったものとみられる。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。